

事業所名	特別養護老人ホームあがたの里 従来型			事業所番号	1771400148						
事業種類	介護老人福祉施設・短期入所生活介護										
所在地	石川県河北郡津幡町字能瀬1番地1			事業所連絡先	電話 076-288-8915						
管理者	浅木 喜久男 (あさき きくお)				ファックス 076-288-8990						
運営方針	<p>1) 施設は、施設サービス計画書に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭において、入浴、排せつ、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話をを行うことにより、ご契約者が有する能力に応じて、自立した日常生活を営むことができるようになります。</p> <p>2) 施設は、ご契約者の意思及び人格を尊重し、常にご契約者の立場に立って施設サービスを提供するよう努めます。</p> <p>3) 施設は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。</p>										
サービス内容	一人一人についての個性、心身の状況、生活歴や生活様式、生活習慣を付帯的に考慮し、日常生活への援助が過剰とならないよう施設サービス計画に沿った着替え、食事等の介助、体位交換、シーツ交換、移動の介助、排せつの介助等適切な技術と支援を提供していきます。										
実施単位数	1単位	入所定員数	50名								
従業者の職種・員数	管理者	生活相談員	介護支援専門員	機能訓練指導員	管理栄養士	医師					
	1名	2名 (兼務)	1名 (兼務)	1名 (兼務)	1名 (兼務)	1名 (嘱託)					
	介護職員	看護職員	事務員								
	24名	3名	6名 (うち5名兼務)								
協力医療機関	国民健康保険直営 河北中央病院										
事故発生時の対応方法	当事業所のサービス提供により、事故が発生した場合は速やかに市町村、家族等に連絡を行うと共に必要な処置を講じます。										
損害賠償	事業者の責に帰すべき事由により、利用者の生命、身体、財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。										
苦情相談窓口	<p>担当者 東 昇平 電話番号 076-288-8915</p> <p>電話にて24時間受付可能(営業時間外は宿直者が受付いたします)</p>										
プライバシーの保護	<p>1. 職員は、業務上知り得た利用者又はご家族の秘密保持を厳守しています。</p> <p>2. 職員であった者が、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な処置を講じています。</p> <p>3. 他事業所へ利用者の情報を提供する場合には、あらかじめ文書で利用者及びご家族に承諾を得ます。</p>										
非常災害対策	<p>1. サービス提供中に天災その他の災害が発生した場合は、利用者の避難等必要な措置を講じます。また、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力医療機関との連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮をとります。</p> <p>2. 非常災害に備え、消防計画に基づき定期的に避難訓練を行っています。</p>										
日常生活の規律	<p>施設内では、次の行為を禁止しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①けんか、暴行、中傷、口論、泥酔など他人に迷惑を及ぼすこと。 ②建物、備品、樹木等の損傷、あるいは物品等を無断で持出す、又は移動させること。 ③無断で外出、外泊すること。 ④施設内において特定の宗教活動や政治活動、物品販売等をすること。 ⑤危険物、可燃物を持ち込むこと。 ⑥その他施設の秩序や風紀を乱す等、共同生活にはなはだしく支障を及ぼすような行為。 <p>環境衛生について</p> <ul style="list-style-type: none"> ①居室は常に清潔を心がけ、環境衛生に留意し気持ちよく生活できるよう努めてください。 ②居室の清掃、衣類、下着類の洗濯等清潔を常に心がけ、施設内外の清掃、環境衛生にご協力ください。 										
	<p>次のような場合には、退所していただく場合があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①不当又は偽りの行為により入所した場合 ②施設内での行為が、他の入所者の生命に危害を及ぼす恐れがあり、かつ通常の介護方法ではこれを防ぐことができない場合。 ③利用料金等を正当な理由なく6ヶ月以上遅延し、支払いを催告したにも関わらず20日間以内に支払われない場合 										